

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第31号

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例

佐賀県立都市公園条例（昭和36年佐賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 - <u>第2条</u>）</p> <p>第2章～第4章 略</p> <p>附則 （趣旨）</p> <p>第1条 略</p> <p><u>第2条 削除</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第1章の2 <u>都市公園の設置（第2条 - 第2条の2）</u></p> <p>第2章～第4章 略</p> <p>附則 （趣旨）</p> <p>第1条 略</p> <p>第1章の2 <u>都市公園の設置 （都市公園の設置基準）</u></p> <p>第2条 <u>法第3条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 県が設置する都市公園は、県民の健康づくり、レクリエーション等の場として、市町との連携を図りながら、良好な都市環境の確保及び県民満足度の向上に資するよう設置すること。</u></p> <p><u>(2) 県が設置する一の市町の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、県民が容易に利用することができるように配置し、その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。</u></p> <p><u>（公園施設の建築面積の基準）</u></p> <p>第2条の2 <u>法第2条第2項に規定する公園施設（以下「公園施設」</u></p>

改正前	改正後																								
<p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1) <u>法第2条第2項に規定する公園施設</u>（以下「公園施設」という。）を損傷し、又は汚損すること。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 指定された場所以外の場所へ<u>車馬</u>を乗り入れ、又はとめておくこと。</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第4条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする者も同様とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 花火、<u>キャンプ・ファイヤー</u>等火気を使用すること。</p> <p>(7) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>別表第2（第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="248 1201 1095 1369"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>都市公園</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		単位	金額	略				都市公園	略			<p>という。)の建築面積に係る法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とし、<u>同項ただし書の条例で定める範囲は、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第6条第2項から第5項までに定める範囲をもってその範囲とする。</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1) <u>公園施設</u>を損傷し、又は汚損すること。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 指定された場所以外の場所へ<u>車両</u>を乗り入れ、又はとめておくこと。</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第4条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする者も同様とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 花火、<u>キャンプファイヤー</u>等火気を使用すること。</p> <p>(7) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>別表第2（第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1167 1201 2013 1369"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>都市公園</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		単位	金額	略				都市公園	略		
区分		単位	金額																						
略																									
都市公園	略																								
区分		単位	金額																						
略																									
都市公園	略																								

改正前				改正後			
を使用する 場合	略	1日	略	を使用する 場合	略	1日	略
	花火、キャンプ・ファイヤー等火気を使用するもの		2,320円		花火、キャンプファイヤー等火気を使用するもの		2,320円
備考 略				備考 略			

附 則  
この条例は、平成25年4月1日から施行する。